

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 4 年 6 月 1 日 至 令和 5 年 5 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 松本内科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 呉市本通五丁目5番9号
- (3) 設立認可年月日 平成 5 年 6 月 3 0 日
- (4) 設立登記年月日 平成 5 年 7 月 1 6 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	松本内科医院	呉市本通五丁目5番9号	

6

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 7 月 3 1 日 令和3年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人 松本内科医院

※医療法人整理番号

所在地 呉市本通五丁目5番9号

財 産 目 録

(令和5年5月31日現在)

1. 資 産 額	65,870 千円
2. 負 債 額	17,797 千円
3. 純 資 産 額	48,072 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	44,060
B 固 定 資 産	21,536
C 繰 延 資 産	273
D 資 産 合 計 (A+B+C)	65,870
E 負 債 合 計	17,797
F 純 資 産 (D-E)	48,072

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 (医) 松本内科医院

※医療法人整理番号

所在地 呉市本通5丁目5-9

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 5 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	44,060	I 流 動 負 債	4,931
II 固 定 資 産	21,536	II 固 定 負 債	12,866
1 有 形 固 定 資 産	20,624	負 債 合 計	17,797
2 無 形 固 定 資 産	880	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	31	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	273	I 出 資 金	11,000
資 産 合 計	65,870	II 積 立 金	37,072
		純 資 産 合 計	48,072
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	65,870

法人名 (医) 松本内科医院

所在地 呉市本通5丁目5－9

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 6 月 1 日 至 令和 5 年 5 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
1 事業収益		57,911
2 事業費用		44,239
	事業利益	13,671
II 事業外収益		551
III 事業外費用		29
	経常利益	14,192
	税引前当期利益	14,192
	法人税等	3,401
	当期利益	10,791

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 松本内科医院

理事長 松本 武史 殿

私は、医療法人 松本内科医院 の令和4会計年度（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 7 月 28 日

医療法人 松本内科医院

監 事